

奈良県告示第四百二号

奈良県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年三月奈良県規則第六十六号）第六条第二項の規定により、次のとおり奈良県収入証紙売りさばき場所の変更を承認した。

平成二十六年三月十八日

奈良県知事 荒井正吾

一般財団法人奈良県交通安全協会		売りさばき場所を変更した 指定売りさばき人の名称	変更前の売りさばき場所	変更後の売りさばき場所
	奈良市三条大路一丁目一	奈良市大森町五七―一二	奈良警察署内	奈良警察署内
	宇陀市榛原萩原一九五三	宇陀市榛原萩原一九五三	宇陀警察署内	桜井警察署宇陀警察庁舎内
	磯城郡田原本町新町二四	磯城郡田原本町新町二四	田原本警察署内	天理警察署田原本警察庁舎内
	吉野郡吉野町橋屋一八五	吉野郡吉野町橋屋一八五	吉野警察署内	吉野警察署さくら警察庁舎内
吉野郡大淀町下湊三八九	吉野郡大淀町下湊三八九	中吉野警察署内	吉野警察署内	